

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター情報セキュリティ基本方針

制定 令和2年8月11日

(目的)

第1条 この基本方針は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)における、情報セキュリティ対策の実施及び情報セキュリティの確保のための包括的な指針として基本的な事項を定める。

(情報セキュリティの確保)

第2条 センターは、コンピュータ、情報システム、ネットワーク及びこれらで取り扱う電磁的記録(当該電磁的記録を印刷した書類を含む。)(以下「情報資産」という。)の機密性(情報にアクセスすることが認可された者だけがその情報資産にアクセスできる状態を確保すること。)、完全性(情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない正しい状態を確保すること。)及び可用性(許可された利用者が、必要なときに情報資産にアクセスできる状態を確保すること。)を維持(以下「情報セキュリティの確保」という。)するものとする。

(情報セキュリティ運用規程等の策定)

第3条 センターは、情報資産を保護し、情報セキュリティを確保するための運用規程及び具体的な実施基準を定める。なお、この運用規程及び実施基準は、公にすることによりセンターの情報セキュリティの確保に支障を及ぼす恐れがあることから非公開とする。

(情報セキュリティ対策の実施及び見直し)

第4条 センターは、情報セキュリティの確保のための対策を講じ、技術の進歩や社会情勢等に適切に対応するようこれを継続的に見直し、最適化を図る。

(対象者の範囲)

第5条 この基本方針は、センターの役職員(会計年度任用職員、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。)、センターに派遣されている者及び外部利用者でセンターが保有する情報資産を使用する者(以下「対象者」という。)に適用する。

(対象者の責務)

第6条 対象者は、情報セキュリティの重要性についての認識を持ち、業務の遂行において、この基本方針及び運用規程その他情報セキュリティに関する定めを遵守し、情報セキュリティの侵害行為を防止するとともに、侵害行為に利用されないように努める。

附則

この基本方針は、令和2年8月11日から施行する。